



人事・労務に役立つ NEWS

事務所通信

発行：犬飼社会保険労務士事務所
〒252-0232

相模原市中央区矢部 3-17-13 守市ビル 2A

TEL 042-711-7560 FAX 042-711-7563 E-mail info@sr-inukai.com

12
2024

要確認

「NO ハラスメント」の新しいポスターを配布（あかるい職場応援団）

職場における総合的なハラスメント対策のポータルサイト「あかるい職場応援団」において、「NO ハラスメント」の新しいポスターの配布申し込みが開始されています。

今回は、「あなたがつくる ハラスメントのないあかるい社会」と題したポスターとなっています〔応募締め切りは令和7年2月28日：先着1,800社（名）様〕。

.....ハラスメント対策の重要性とポスター（あかるい職場応援団）の活用.....

ハラスメント対策の重要性

- いわゆるパワハラ、セクハラ、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントが発生してしまうと、職場の雰囲気が悪くなり、生産性の低下、人材が離れるといった事態に陥ります。
- 最悪の場合は、訴訟や労災認定に発展し、企業のイメージダウンにつながるということも考えられます。
- 起こってからでは遅いので、予防・防止が最重要です。
- また、法律の規制もあり、パワハラ、セクハラ、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについては、防止措置を講ずることがすべての企業に義務付けられています。



★防止措置としては、事業主の方針の明確化及びその周知・啓発、相談窓口の設置・周知などが入り口で、事後の迅速な対応なども求められます。“NO ハラスメント”という方針の周知・啓発を行う意味でも、このポスターを活用してみてもいかがでしょうか？

また、このポスターには、あなたの会社のハラスメント相談窓口の案内を記載するスペースが設けられています。これを機に、相談窓口の体制などを再確認したうえで、ポスターに記載しておくともよいかもしれません。

ハラスメント対策（研修の実施など）についても、気軽にご相談ください。

重要

健康保険の被保険者資格取得届等に「資格確認書発行要否のチェック欄」が設けられました

令和6年12月2日から、健康保険証の新規発行が終了し、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード（マイナ保険証）で医療機関等を受診する仕組みに移行されることになりましたが、マイナンバーカードをお持ちでない等、マイナ保険証を利用することができない状況にある方については、保険者が発行する「資格確認書」で受診することができます。

この仕組みの変更に伴い、「被保険者資格取得届」と「被扶養者（異動）届」には、資格確認書発行要否のチェック欄が設けられることになりました。その新様式を確認しておきましょう。

（次ページへ続く）

例) 健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届／厚生年金保険 70歳以上被用者該当届

★新たに被保険者や被扶養者になる方が資格確認書を必要とする場合は、「被保険者資格取得届」または「被扶養者（異動）届」の資格確認書発行要否のチェック欄にチェックを入れて提出することになります。その確認を怠らないようにしましょう。

なお、すでに被保険者、被扶養者である方が資格確認書を必要とする場合は、

別途、保険者（全国健康保険協会又は健康保険組合）に申請することが基本となりますが、保険者が職権で資格確認書を交付することも可能となっていますので、各保険者の対応に従うようにしましょう。

要確認

12月2日から変わる社会保険の資格取得手続きについて

2024年12月2日以降、現行の健康保険証が発行されなくなり、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録する「マイナ保険証」の本格運用が開始されます。これに伴い、従業員が入社したときの社会保険の手続き等が一部変更になるため、その内容を確認しておきましょう。

.....12月2日から変わる社会保険の資格取得手続きのポイント.....

●**現行の健康保険証の発行**

現行の健康保険証は、2024年12月2日以降は、発行されなくなります。これは、新たに資格取得をする従業員はもちろんのこと、家族が被扶養者として認定を受けるときも同様です。

●**12月2日以降の手続き**

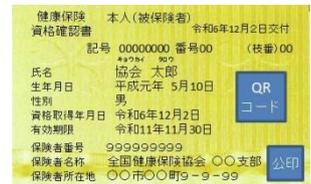
2024年12月2日以降は、「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」および「被扶養者（異動）届」に新たに「資格確認書発行要否」欄が設けられます。

●**資格確認証について**

要否欄にチェックが入っていない場合でも、マイナ保険証を利用できない人には、資格確認書が発行されることになっています。（右図イメージ）

＜ワンポイントアドバイス＞

今後、資格取得届や被扶養者異動届の作成をする際には、マイナ保険証を利用できるか否かを確認する必要があります。そのため、従業員の入社が決まった際などには、以下の情報を入手しておくこととスムーズな運用になります。【①マイナンバーカードを作っているか】【②マイナ保険証の利用登録の状況】特に、②については自らが登録したか否かを把握していない人も見受けられるため注意が必要です。入社後等に確認していると、手続きに時間を要することにもなりかねません。



★健康保険証の利用登録状況は、マイナポータルにある「証明書」エリアから開くことのできる「健康保険証」ページにて確認ができます。登録が完了している場合は、健康保険証としての登録状況に「登録済」と表示されます。必要な情報を確認する際には、このような案内を加えてもよいでしょう。



**お仕事
カレンダー
12月**

12/10

● 11月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

2025/1/6

● 11月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
● 10月決算法人の確定申告と納税・2025年4月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)
● 2025年1月・4月・7月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)

◆**あとがき**◆上記のとおり12月2日より現在の健康保険証が廃止となります。「マイナンバーカード」とも関連する話題であるため、社会の関心度も高くなっています。従業員の方からのご質問等も出てくるのが予想されます。ご質問・ご不明点等ありましたら、お気軽にお問い合わせください。犬飼 H